〒136-0073 東京都江東区北砂 5 - 2 0 - 1 0 - 6 0 9 号

孫樹斌 様



事件番号 令和4年(ワ)第8296号 地位不存在確認等請求事件 原告 大宇宙ジャパン株式会社 被告 孫樹斌

第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

令和4年4月20日

被告 孫樹斌 様

〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所民事第19部は係 裁判所書記官 竹 内 紀 電話 03-3581-6019 FAX 03-3581-5445



原告から訴状が提出されました。

当裁判所に出頭する期日が下記のとおり定められましたので、同期日に出頭してください。

なお、訴状を送達しますので、下記答弁書提出期限までに答弁書を提出してください。

記

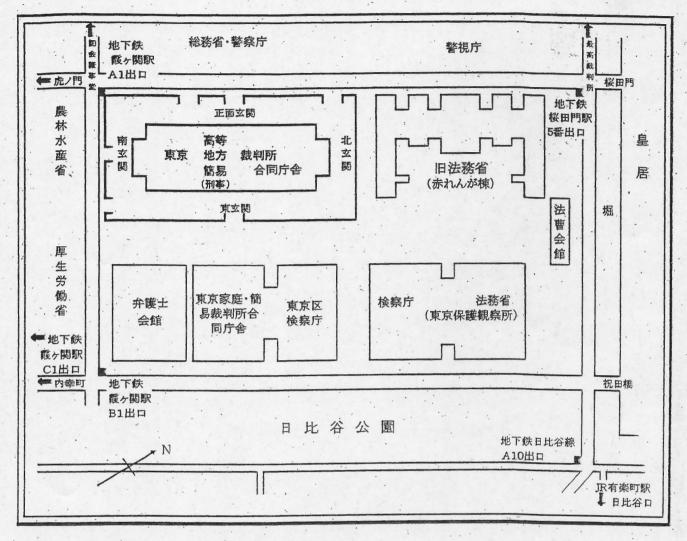
口頭弁論期日

出頭場所 619号法廷(6階)

答弁書提出期限 令和4年5月20日(金)

出頭の際は,この呼出状を法廷で示してください。

厅舎案内図



◎ あなたの行く法廷は 6 階 619 号法廷です。

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
〔最寄駅〕地下鉄	丸の内線	霞ヶ関駅	(A1出口) 1分
	日比谷線	霞ヶ関駅	(A1出口) 1分
	千代田線	霞ヶ関駅	(C1出口) 8分
	有楽町線	桜田門駅	(5番出口) 3分
	都営三田線	日比谷駅	(A10出口) 13分
JR	山手線·京浜東北線	有楽町駅	(日比谷口)18分

東京地方裁判所

〒100-8920 千代田区霞が関一丁目1番4号

祖 03(3581)6019 (ダイヤルイン)

正面玄関以外は都合により閉鎖される場合がありますので御注意ください。 当庁の駐車施設は狭あいでかつ閉鎖されることもありますので、車による来庁は御遠慮ください。

答 弁 書

1 事件番号 令和 年(ワ)第	号(東京地方裁判所民事19部	係)
2 令和 年 月 日	4.0	
住 所 (〒 一)	7	
	電話	
ふりがな	携帯	
氏 名	印 FAX	
3 送達場所の届出		
今後,私に対する書類は、		
□ 上記2で記載した住所あてに送ってください。		
□ 次の場所あてに送ってください。 この場所は、私の □勤務先 □その他(私と	の関係	です。
	A ISO MIC	
住 所 (〒 一)		
	電 話	
名 称	FAX	
との判決を求める。 5 訴状の「請求の原因」に記載されている事実に、 □ すべて認める。 □ 間違っている部分がある。 (間違っている部分)	ONT	
6 上記以外の私の言い分 (口 話合いによる解決(和解)を希望する。)		

注意書

- 1 原告の主張(言い分)は、訴状に書いてありますから、そこに書いてあることが 真実であるかどうかをよく調べて、**答弁書**を2通作成し、その1通を裁判所に提 出し、1通を直接原告(弁護士が代理人として選任されている場合には、その弁護 士)あてに送ってください。
- 2 答弁書には、
 - (1) 呼出状記載の事件番号と、当事者の表示(原告とあなたの郵便番号、住所、氏名及び電話番号(ファクシミリの番号を含む。))を明確に記載してください。
 - (2) 原告の主張一つ一つについて、認めるか認めないか (認めない場合はその理由) を記載し、そのほかにあなたの主張があれば具体的に記載してください。
- 3 裁判所は、証拠に基づいて裁判をするのですから、あなたの主張を裏付けるような証拠書類がある場合には、その写しを答弁書(裁判所用及び原告用)に添付して送るか又は期日に持参してください。証拠の申出が遅れたときには、その申出を取り上げないことがあります。

なお、証拠書類の原本は、期日に持参してください。

- 4 答弁書を未提出のまま期日に欠席すると、訴状に書いてあることを認めたものと して取り扱われ、**欠席のまま**判決されることがあります。
- 5 弁護士に訴訟を委任しようとする場合には、一日も早く弁護士に相談し、依頼されるようお勧めします。

なお、地方裁判所では、弁護士でなければ訴訟代理人にはなれません。

- 6 弁護士に依頼しないときには、あなたが自ら期日に出席しなければなりません。 病気その他やむを得ない事情で期日に出席できないときは、期日前に期日変更申 請書にその理由を詳しく書き、医師の診断書その他の証明書を添えて裁判所に提出 し、期日を変更してもらうこともできます。しかし、単に商用、社用というような ことでは、期日の変更理由とはなりません。
- 7 裁判所に提出する答弁書その他の書類は、A4判横書きで作成してください(左側3センチメートル程度は、とじ代のため記載しないでください。)。
- 8 裁判所に提出する書類にはマイナンバーが記載されないようにしてください。
- 9 何か御不明な点がありましたら、呼出状記載の担当書記官まで御連絡ください。

東京地方裁判所民事第19部

この事件は、地方裁判所で審理されます。訴状記載の本人(会社の場合は代表者)のほか、本人の代理人として裁判に出席できるのは弁護士だけです(その他の人が来ても、出席扱いとはなりません。)。

同封の訴状を読みましたら、速やかに以下の手続を執ってください。

1 弁護士に委任する場合

委任する際に、同封の「訴訟代理人へ」を委任する弁護士に必ず渡してください。

2 弁護士に委任したいが知合いの弁護士がいない、または弁護士に委任しようかどうか迷っている場合

弁護士会が各都道府県に1つ以上ありますので、電話帳等で調べて連絡し、相談をしてください。

委任する弁護士が決まりましたら、その弁護士に同封の「訴訟代理 人へ」を必ず渡してください。

3 弁護士に委任しない場合

答弁書の作成,提出及び送付の方法は同封の注意書のとおりです。 答弁書の書き方がわからないなど,裁判手続上の相談があるときは, 期日呼出状記載の担当書記官に,遠慮なく連絡してください。

ただし、職業として法律相談に応じることができるのは、弁護士だけです。裁判所は、事件の内容についての法律相談に応じることはできません。

裁判所に答弁書を提出せず、第1回口頭弁論期日にも出席しない場合は、原告の言い分を認めたものとみなされますので注意してください。

訴 訟 代 理 人 へ

東京地方裁判所民事第19部

審理の充実促進のため、次のとおりご協力をお願いいたします。

受任されたら速やかに委任状を提出するなどして裁判所と連絡を取れるようにしてください。

答弁書には必ず請求原因事実に対する認否及び抗弁を記載し、「追って認否」することは避けてください。

万一準備期間不足のため記載することができない場合でも、予想される争点の概要だけは記載してください。また、和解を希望される場合は その旨ご連絡ください。

第1回口頭弁論期日に出頭できない場合、次回期日の準備がありますので、早めに期日呼出状記載の担当書記官に連絡をしてください。

マイナンバー (個人番号) 記載の書類の扱いについてのお願い

東京地方裁判所民事第11部, 第19部, 第36部

手続のために提出する書面及び資料について,次の点に十分に留意してください。

訴訟、労働審判等の東京地方裁判所における手続のために提出する書面及び資料(以下「書類」といいます。) については、マイナンバー(個人番号)の記載を必要としておりません。

また、マイナンバーは、個人情報として非常に大切なものですから、手続に必要のない情報を地方裁判所でお預かりすることは適切ではないと考えております。



マイナンバー(個人番号)の記載のない書類を提出してください。

マイナンバーが記載されていない書類を用意できない場合、同書類を提出する方において、マイナンバー記載部分にマスキング処理(黒塗り)を行っていただいた上で、同書類を提出してください。

〇 マイナンバー(個人番号)が記載される書類の例

住民票の写し、源泉 徴収票、所得税の申告書等の各種税関係の申告書、雇用保険関係の各種申請書・届出書 生活保護関係の各種申請書・届出書・請求書など